

ごみ集積庫機能回復事業仕様書

(令和4年度)

1 事業名

ごみ集積庫機能回復事業（交換）

2 ごみ集積庫概要

ごみ集積庫は『ごみステーション』の名称で呼ばれ、帰還困難区域内には、東日本大震災以前は76箇所設置されていた。各集積庫は統一規格がなく、各所の事情に基づき大きさ、材質等が異なる。

3 事業概要

ごみ集積庫の新規交換により機能回復を図る。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故によって長期避難となり、従来の地域住民による維持管理ができないことにより各集積庫は劣化・荒廃が進んでいる。

今回の事業において対象となるのは、避難指示が続く帰還困難区域内において、特に劣化・荒廃が進み修繕による機能回復が困難と認められる箇所で、既存集積庫の同等品と交換し、避難先からの一時帰宅及び避難解除後の住民生活において、安全かつ安心なごみの排出に資する。

4 業務内容

ごみ集積庫の交換に関する業務一式

- (1) 別紙に示した集積庫の交換設置に関すること
- (2) 既存の旧集積庫の撤去に関すること
- (3) その他作業に関する必要なこと

5 対象ごみ集積庫

別紙1「対象ごみ集積庫一覧」及び別紙2「対象ごみ集積庫位置図」参照。

6 交換集積庫仕様

別紙3「交換集積庫仕様表」のとおり。

上記2ごみ集積庫概要にて記載の通り、各集積庫は統一規格がなく、設置時の周辺状況（居住人口、設置場所の面積等）を考慮して設置されている。

本事業における交換品は、収納容量が同等程度または容量を小さくした集積庫とする。

7 工事完了期限

契約の日から令和5年2月28日迄

8 支払方法

完了検査合格後、受注者は請求書を発注者へ提出し、発注者は受理した日から30日以内に支払う。

9 留意事項

- (1) 指示系統が明確であり、緊急の事態等に素早い対応ができること。
- (2) 業務の遂行に当たっては関係法令を遵守すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては安全管理を徹底し、事故防止に努めること。
- (4) 業務の遂行に当たっては監督者及び作業責任者等の指示に従うこと。
また、担当者と綿密な情報交換を行うこと。
- (5) 業務全体の円滑な遂行に努めること。
- (6) 入札価格には集積庫1台ごとの付属加工品を含む製品単価、輸送料、設置工事費用、及び既存集積庫の撤去費用を含むものとし、それぞれにおいて合計金額を記載すること。
また、輸送料にあっては一括の輸送料として記載すること。
- (7) 交換によって撤去する東日本大震災前からの旧集積庫については、廃棄物として流出しないように措置を行い、敷地内に存置すること。
- (8) 本業務は本仕様に基づき実施することを基本とする。ただし、本仕様によらずに定めのない事項は、発注者と協議の上実施すること。